

全体会で取り上げた、「カリフォルニア州における通訳認定制度 (CommuniCal Program) 法案 1264」の一部を紹介します。

※本翻訳は英語原文から直訳ではなく、意味が分かりやすいように編集をしています。

カリフォルニア州立法調査委員会ダイジェスト

法案番号 1263 カリフォルニア州議会下院 議長 John A. Pérez Medi-Cal : CommuniCal

現行のカリフォルニア州法が定める Medi-Cal program (カリフォルニア州公的医療保障制度) は、同州保健医療部 (以下 DHCS : Department of Health Care Services) によって運営されている、受給資格のある低所得者層向け医療制度である。この Medi-Cal program の一部は、連邦政府の運営する公的医療保険制度の 1 つである Medicaid Program (低所得者医療扶助制度) のもと、Medicaid Program の予算が一部投入されている。現行の連邦法では、Medicaid Program に加入する際・受給を続行する際・また各種サービスを受ける際の通訳サービスを提供するための資金を増加すると定めている。

法案番号 1263 により、DHCS は「Medi-Cal Patient-Centered Communication program (カリフォルニア州公的医療保障制度受益者本位制度) (CommuniCal)」を創設するものとする。民間事業者が管理運営を行い、2014年7月1日より、英語力が十分ではない (LEP= limited English proficient) Medi-Cal 受給者に対し、医療通訳サービスを提供し、通訳者へ対し必要経費の還付を行うものとする。本法案により、州財務省内に創設される CommuniCal 基金は、この制度に指定された公金から成るものとし、州議会が DHCS へ予算歳出を行うと同時に、同制度の資金としてのみ使用するものとする。

現行法では、行政聴聞の通訳を行う通訳者や、行政裁決の為要する検診の通訳を行う通訳者は、その資格を有するものとする。

本法案により、DHCS を CommuniCal 認定医療通訳士 (CCMIs) の認定機関とし、CCMIs 資格を持たない通訳者についても、適正審査を含む特定の必要事項を満たした者については CommuniCal サービスの提供者として認可するものとする。

本法案により、DHCS は、下記の責任を負うものとする。

- 1) 通訳者の能力、資格付与、研修、認定証の発行、継続的な教育を発展・監査・評価を行うこと
- 2) 医療通訳者の能力の評価・資格付与のための試験および認定手順を 2014年9月1日までに制定すること
- 3) CommuniCal サービスを提供する資格を持つ人材の登録簿を保持すること

本法案により DHCS は、コミュニティー諮問委員会を設立し、コミュニティー諮問委員会は上記の業務において DHCS を補佐するものとする。本法案により DHCS は、志願者が DHCS の実施する試験を受け、認定または認可を受け登録される場合の費用が合理的な範囲であるよう留意し、諸料金を設定しを請

求するものとする。また、コミュニティー諮問委員会と協議のうえ、高い水準を保つよう規制を設けながら、通訳基準を設定し、医療通訳者の認可条件を定めるものとする。

州職員は、州と州職員との間の労使関係について、ラルフ・C・ディルズ法の規定の通り、同法に規定されるすべての事柄について、職員の意見を代表するため労働団体を組織し、それに加入し、その活動に参加する権利を持つ。

本法案により、CommuniCal 通訳者達は、同法案内に明記された労使問題における代理人とする為、合議に基づき選択した労働団体一団体を組織し、あるいは加入し、その活動に参加する権利を持つものとする。本法案の主旨により、CommuniCal 通訳者は州職員とみなされないものとするが、有償通訳の基本料金等、双方の利益に関わる事柄において州との団体交渉を行うため、合議に基づき選択した労働団体一団体のみ交渉を行う権利を持つものとする。

本法案により、唯一の労働団体が代理人として、カリフォルニア州内の過半数の CommuniCal 通訳者の支持を受け、その時点で他の労働団体が代理人として認定されていないことが陳情による申請、もしくは認証カードや組合員証による申請によって適切に表示された時点で、カリフォルニア州公務員労使間交渉委員会は、当該労働団体のみが CommuniCal 通訳者の代理人であると認定し、唯一の代理人となる許可を与え、また他の選挙についても同委員会が諸手続きを決定するものとする。

本法案により、団体交渉で合意した事項はすべて、カリフォルニア州において法的拘束力を有するものであり、書面によって示すことが求められるものとする。討議と団体交渉の完了と同時に、すべての合意を書面化し、拘束力を持った協定、決議、法案、法律、その他採択する上で求められる様式で、適切な行政立法、その他の政府機関に提出するものとする。

任意の労働団体が認定された時点で、当該労働機関の構成員への本来の経費還付等の支払いから月々の諸控除が行われる際に、当該労働団体の執行役員が定めた諸費用や手数料の月額分の控除を、州政府が認め又行うとし、当該労働団体の為差し引かれる金額は、当該労働団体の財務部に入金するものとする。